

岐阜県公報

目次

監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表

(監査委員)

ページ

号外(一) 平成二十五年八月二十九日

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第一項及び第四項の規定により平成二十五年七月一日から同月三十一日までに執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十五年八月二十九日

岐阜県監査委員	渡	辺	嘉	山
岐阜県監査委員	平	岩	正	光
岐阜県監査委員	鵜	飼	誠	
岐阜県監査委員	石	井	直	子
岐阜県監査委員	藤	良	寛	

第1 監査実施機関数

知事直轄 総務部 総合企画部 環境生活部 健康福祉部 商工労働部	監査実施機関数		監査結果件数				
	指摘あり	指摘あり	指摘事項	指摘事項	本課検討事項		
	7	1	0	2	1	1	0
	2	0	0	0	0	0	0
	1	0	0	0	0	0	0
	10	1	2	3	1	2	0
	13	1	2	4	1	3	0

農 政 部	10	2	2	5	3	2	0
林 政 部	7	1	1	2	1	1	0
県 土 整 備 部	5	3	2	8	4	4	0
都 市 建 築 部	5	1	0	2	2	0	0
振 興 局	2	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	7	1	3	4	1	3	0
警 察 本 部	4	3	0	3	3	0	0
そ の 他	2	0	0	0	0	0	0
合 計	75	14	12	33	17	16	0

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 - ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
 - ・ 本課検討事項 本庁の所管課に対し、是正又は改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」は、同時に指導がされた場合を含む。「J」は、監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、26機関において、17件の指摘事項及び16件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善の措置を講じるよう求めた。

1 知事直轄 (7機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
秘書課	平成25年7月18日	広報課	平成25年7月19日
行政管理課	平成25年7月19日	危機管理課	平成25年7月25日
原子力防災室	平成25年7月29日	防災課	平成25年7月29日
消防課	平成25年7月29日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
防災課	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務において、単に移動のために費やされた旅行中の時間について時間外勤務手当を支給したことにより、1件5,378円が過払いとなっているので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	物品の処分事務において、取得価格が100万円以上の物品の不用決定にあたり、出納管理課長に合議がされていないので、今後は適正に処理されたい。

2 総務部 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
職員研修所	平成25年7月26日	歴史資料館	平成25年7月26日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

3 総合企画部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
総合政策課	平成25年7月25日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

4 健康福祉部 (10機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日

健康福祉政策課	平成25年7月25日	医療整備課	平成25年7月31日
地域医療推進課	平成25年7月31日	岐阜保健所本業・山県センター	平成25年7月26日
関係健所	平成25年7月4日	関係健所郡上セクター	平成25年7月4日
中瀬保健所	平成25年7月4日	保健環境研究所	平成25年7月3日
身体障害者更生相談所	平成25年7月26日	わかあゆ学園	平成25年7月26日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
健康福祉政策課	指導事項	キャンセル文書清掃業務の委託契約事務において、委託業務契約に基づき委託業務完了届を徴することなく、委託料を支払っていたので、今後は適正に処理されたい。
医療整備課	指導事項	旅費の支出事務において、目的地と宿泊施設との間の移動に要する経費について、旅行諸費を支給すべきところ、交通実費を支給したことにより、3件270円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
中瀬保健所	指摘事項	公務中に車両を損傷させた1件のき損事故について、修繕料145,530円が支払われていたので、職員のみ損事故防止について一層の徹底を図られたい。

5 商工労働部 (13機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
商工政策課	平成25年7月25日	地域産業課	平成25年7月30日
商業流通課	平成25年7月30日	情報産業課	平成25年7月30日
岐阜地域産業労働室	平成25年7月30日	観光課	平成25年7月31日

国際戦略推進課	平成25年7月31日	情報技術研究所	平成25年7月3日
生活技術研究所	平成25年7月26日	国際たくみアカデミー	平成25年7月10日
木工芸術スクール	平成25年7月12日	情報科学芸術大学院大学	平成25年7月26日
旅券センター	平成25年7月1日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
観光課	指摘事項	旅費の支出事務において、目的地と宿泊施設との間の移動に要する経費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1件1,100円が過払いとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	現金収入事務において、現金領収証書にあらかじめ記載すべき一連番号を記載していなかったため、今後は適正に処理されたい。
情報技術研究所	指導事項	旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件770円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
旅券センター	指導事項	物品の処分事務において、廃棄した物品について物品処分等調書が作成されておらず、物品一覧表から除却されていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

6 農政部 (10機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
農政課	平成25年7月18日	検査監督課	平成25年7月19日

農産物流通課	平成25年7月19日	農業経営課	平成25年7月22日
農産園芸課	平成25年7月22日	畜産課	平成25年7月24日
農村振興課	平成25年7月22日	農地整備課	平成25年7月22日
岐阜農林事務所	平成25年7月1日	国際園芸アカデミー	平成25年7月26日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
検査監督課	指摘事項	旅費の支出事務において、目的地と宿泊施設との間の移動に要する経費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、2件3,300円が過払いとなっているので、速やかに措置することにも、今後は適正に処理されたい。
農産物流通課	指導事項	旅費の支出事務において、旅行行程を擬定したまま精算を行ったことにより、1件310円が支払不足となっていたので、速やかに措置することにも、今後は適正に処理されたい。
農業経営課	指導事項	岐阜県農業改良資金貸付金に係る違約金の収入事務において、未納者に対する督促状を発行していなかったため、速やかに措置することにも、今後は適正に処理されたい。
岐阜農林事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として5,000円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指摘事項	公務中に車両を損傷させた1件のき損事故について、修繕料59,724円が支払われていたため、職員のき損事故防止について一層の徹底を図られたい。

7 林政部 (7機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日

林政課	平成25年7月18日	恵みの森づくり推進課	平成25年7月24日
県産物流通課	平成25年7月24日	森林整備課	平成25年7月24日
治山課	平成25年7月29日	森林研究所	平成25年7月26日
森林文化アカデミー	平成25年7月26日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
森林研究所	指摘事項	旅費の支出事務において、次の不適正な事務処理が認められたので、速やかに措置することにも、今後は適正に処理されたい。 1 目的地と宿泊施設との間の移動に要する経費が発生していないにもかかわらず、旅行諸費を支給したこと等により、16,765円が過払いとなっている。 2 指定宿泊施設の宿泊料が宿泊料定額を超えていたにもかかわらず、増額のための調整を行わなかったこと等により、4,281円が支払不足となっていた。
森林文化アカデミー	指導事項	森林文化アカデミー授業料の収入事務において、納期限を過ぎて納入されたことにより発生する延滞金2件4,300円の徴収手続を行っていないため、速やかに措置することにも、今後は適正に処理されたい。

8 県土整備部 (5機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
美濃土木事務所	平成25年7月4日	多治見土木事務所	平成25年7月8日
恵那土木事務所	平成25年7月8日	古川土木事務所	平成25年7月11日
東海環状自動車道事務所	平成25年7月1日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
美濃土木事務所	指摘事項	公務中に車両を損傷させた1件のき損害事故について、修繕料172,263円が支払われていたため、職員のき損害事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として2,030円の費用負担が発生していたため、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
多治見土木事務所	指摘事項	道路占用料に係る延滞金の収入事務において、消滅時効が完成したにもかかわらず、延滞金100円を不納欠損整理決議書により整理していなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	道路及び河川管理上の2件の事故について、次の損害を県に与えていたので、パトロールの強化等道路及び河川管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。 1 道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として122,178円の費用負担が発生していた。 2 河川管理上の1件の事故について、損害賠償金172,777円が支払われていた。
恵那土木事務所	指導事項	物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されているものがあったため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として17,200円の費用負担が発生していたため、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
古川土木事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として246,424円の費用負担が発生し、また、修繕料

東海環状自動車 道事務所	指導事項	388,605円（うち相手方負担分116,581円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。 公用車燃料（ガソリン）の単価契約事務において、次の不適正な事項が認められたため、今後は適正に処理されたい。 1 単価契約執行時に購入予定数量、予定総額、発注方法についての記載がなかった。 2 契約単価について、出納管理課から通知の標準単価とスライド制を併用しているにもかかわらず、契約書に必要な記載がなかった。
-----------------	------	---

9 都市建築部（5機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
水道企業課	平成25年7月18日	リニア推進事務所	平成25年7月8日
流域浄水事務所	平成25年7月3日	東濃建築事務所	平成25年7月8日
東部広域水道事務所	平成25年7月11日		

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
東部広域水道事務所	指摘事項	市が管理する道路に埋設した送水管の占用許可更新申請8件について、更新申請が行われておらず、1年以上失効していたものがあったため、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として169,376円の費用負担が発生していたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

10 振興局（2機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
東濃振興局	平成25年7月8日	東濃振興局恵那事務所	平成25年7月8日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

11 教育委員会（7機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
教育総務課	平成25年7月26日	文化財保護センター	平成25年7月26日
博物館	平成25年7月10日	多治見高等学校	平成25年7月16日
土岐商業高等学校	平成25年7月16日	恵那南高等学校	平成25年7月9日
中津高等学校	平成25年7月9日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
博物館	指導事項	物品の貸付事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 貸付期間が3か月を超えているにもかかわらず、あらかじめ知事の承認を得ていなかった。 2 物品登録内容変更書により貸付けに係る事項を記録していなかった。
多治見高等学校	指導事項	学校ICT環境整備事業で整備した県有備品のルータ1台を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
土岐商業高等学校	指導事項	旅費の支出事務において、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1件420円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

恵那南高等学校	指摘事項	旅費の支出事務において、目的地と宿泊施設との間の移動に要する経費について、旅行諸費に加え交通実費を重複して支給したことにより、1件160円が過払いとなっているので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
---------	------	--

12 警察本部（4機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
関警察署	平成25年7月10日	多治見警察署	平成25年7月16日
高山警察署	平成25年7月12日	飛騨警察署	平成25年7月12日

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
関警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として2,500円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
多治見警察署	指摘事項	公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として932,019円の費用負担が発生し、また、修繕料208,992円（うち相手方負担分73,147円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
高山警察署	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として53,704円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

13 その他（2機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
選挙管理委員会東濃地方事務局	平成25年7月8日	選挙管理委員会恵那地方事務局	平成25年7月8日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

平成二十五年八月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社